

PFOS 等が公共用水域へ排出された際は 届出・情報提供をお願いします

令和5年2月1日より水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が施行され、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) など4物質が「指定物質」に追加されます。

PFOA 及び PFOS（「PFOS 等」という）については、既にその製造及び輸入等は禁止されており、現在は主に過去に製造された PFOS 等を含有する泡消火薬剤（「PFOS 等含有消火剤」という）として貯蔵施設等に残存している状況です。

PFOS 等が貯蔵施設の破損や移替え時の操作誤り等の事故により公共用水域に排出又は地下へ浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置を講じる必要があります。そのため、直ちに回収等応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を届け出る必要があります。

また、PFOS 等含有消火剤の使用（消火活動）に伴って公共用水域等に排出された場合、事故時の措置の対象外となります。しかしながら、PFOS 等の環境中への流出の実態を的確に把握する必要があるため、電話による通報の後、メールにて次の情報を可能な範囲で、裏面の連絡先まで提供いただきますようご協力をお願いいたします。

情報提供をお願いする事項

1. PFOS 等含有消火剤が使用された日時
2. PFOS 等含有消火剤が使用された場所
3. 使用された PFOS 等含有消火剤の製品名及び PFOS 等のおよその含有率又は含有量（消火薬剤によっては PFOS 等の含有量が明らかでないものもあります）
4. PFOS 等含有消火剤のおよその使用量及び環境中への排出量
5. 排出先の河川等の周囲の状況
（例：PFOS 等含有消火剤の拡散の状況、河川の水の色、生息する魚類の生死状況等）
6. 関係者連絡先

PFOS 等が流出したら……

事故による流出時



直ちに措置を講じ、
事故の状況と措置の概要を
届け出る必要があります
(水質汚濁防止法第 14 条の 2)

消火活動に伴う流出時



表面に記載の事項について
情報提供をお願いします

PFOS 等の公共用水域等への流出についての届出・連絡先

	住 所・メールアドレス	電話番号
下水道部施設管理課 (水質管理担当) 〔河川放流関係〕	大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階 la0093@city.osaka.lg.jp	06-6615-7525

※休日・夜間は宿日直センター(06-6947-7981)へ
ご連絡ください。

水質規制に関するホームページは……



大阪市 排水規制

検索

